

西海市教育委員会（令和3年第5回定例会）会議録

期 日：令和3年5月20日（木） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文、教育総務課長 田口 春樹

学校教育課長 楠本 正信、社会教育課長 岩永 勝彦

教育総務課 課長補佐 森下 直也、副参事 浦辺 収

学校教育課 参事 坂口 洋介

社会教育課 課長補佐 堤 猛、浦崎 光芳

書記 林 大樹

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第5回定例教育委員会を開会いたします。

本日はテレビ会議として開催します。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

西海市スポーツ推進委員会総会

西海市中体連事務局来庁

なみち会来庁

市長訓辞

西海地区初任者研修実施運営委員会

県教育庁義務教育課人事班来庁

県教育庁特別支援教育課来庁

第2回部長会
第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
校長会研修会
東京オリンピック聖火リレー
人権擁護委員長来庁
市議会臨時会
辞令交付式
第1回西海市行政改革推進本部会議
縣市町教育委員会合同研修会
校長当初面談

5. 議事

日程第1「議案第31号 西海市結核対策委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第1「議案第31号 西海市結核対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが委員の案となります。変更となる委員は、太字と下線で示している方となります。次の議案以降でも、委員の委嘱の議案が多数提案されますが、この議案と同様に変更となる委員は、太字と下線で示しております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第31号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第31号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第31号 西海市結核対策委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第32号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」

○教育長

日程第2「議案第32号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページから6ページまでの61名が学校評議員の案となります。各学校5名以内で校長からの推薦を受け、教育委員会が委嘱するということになります。説明としては以上でございませう。

○教育長

ただいま、議案第32号の説明がありました、質疑ありませんか。

○北島委員

この後の議案にも関わる話なんですけれども、この議案が学校評議員、次の議案が評価委員会の委員、また次が学校運営協議会の委員ということで、特に学校運営協議会については、コミュニティスクールというところになるんでしょうか。学校運営についての協議会になるわけなんです、特定の小学校でそれぞれの委員が選定されているようなんです。例えばコミュニティスクールの推進についても、このように多くの協議会があると運営も大変なのかなと思ひまして、考え方をお聞かせいただければと思ひます。

○学校教育課長

特にこの学校評議員と学校運営協議会の委員が、学校運営に関する内容を話題にすることから類似しているということで、校長会でも話題にしています。以前、総合教育会議でも話題にした内容にもなります。条文でも学校評議員を置くことができるとなっておりますので、5つの運営協議会を立ち上げようとしています、この一年、協議をする中で、内容が学校評議員と同じかどうか、確認していただきたいと思ひしております。確認をして、ここの部分は減らせるなどか、例えば学校評議員は決めるけれども、年3回やっているところを1回で十分だなどか、回数による変更であるとか、内容の変更であるとか、最終的に全て同じであれば学校評議員は必要ないだとか、そういうところを研究する一年にしましょうということ、特にコミュニティスクールを置く学校の校長とは共通理解をしているところ、以上です。

○北島委員

意図はわかりました。実際には運営をしながらということだと思ひます。そうなりますと、会議の重複ですとか効率性を考えられるのは、委員として重複している学校関係者が主になってくるのかなと思ひます。大瀬戸小と大串小を見ると、委員はばらばらになっています。そういう意図で今年度やってみようということであれば、兼務した方が何をしているかは分かるような気がします。評議員と運営協議会委員は別の人になっていて、もう評議員は必要ないので終わるといふことになるとう評議員に選ばれた人の感覚としてどうなのかなと考えると、そういう実験的なことをやるのであれば、委員は兼務の方がいいのではと感じたところ、以上です。

それと、本当に学校の運営が大変だと思ひますので、教育委員会として、できるだけ早く評価をすることが大事だと思ひます。

○学校教育課長

おっしゃるように、例えば学校評議員と学校運営協議会の委員が同じメンバーであれば、その評価もやりやすいという話も校長会の時に出たところ、部分的に重なっている学校がかなり多いというところもありまして、特に重複している方にはご意見をいただきながら、今、北島委員がおっしゃられたような視点です、今年、状況を把握しながら、校長とも協議をしていこうと思ひます。ありがとうございました。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第32号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第32号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第33号 西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第3「議案第33号 西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

提案理由の説明の前に、議案の修正をお願いしたいと思います。5ページの46番の岩永委員ですが、「泰範」から「泰徳」に修正をお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。名簿の確認が十分ではなく、誤っておりましたので、修正をお願いしたいと思います。

(議案朗読)

3ページから6ページまでの52名が委員の案となります。各学校4名以内で校長が推薦し、教育委員会が委嘱することとなります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第33号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第33号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第33号 西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第34号 西海市学校運営協議会委員（西海市立大串小学校及び大瀬戸小

学校)の委嘱について」

○教育長

日程第4「議案第34号 西海市学校運営協議会委員(西海市立大串小学校及び大瀬戸小学校)の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが大串小学校、4ページが大瀬戸小学校の委員名簿になります。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第34号の説明がありました。質疑はありませんか。

○北島委員

大瀬戸小学校6番の●●さんの備考欄について確認ですが、社会福祉協議会会長となっています。西海市の場合、社会福祉協議会の会長は違う方だと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育次長

私が知る限りでは、この方は西海市の社会福祉協議会の職員で課長職をされています。会長という書き方は不適切ですので、修正をさせていただきたいと思います。

○北島委員

そうすると、他の備考欄で長と記載されている方でも、そうではない方がいらっしゃるということでしょうか。

○学校教育課長

議案第34号の大瀬戸小学校6番 ●●委員の役職について確認がとれましたので、お伝えします。

役職として記載している社会福祉協議会会長はおっしゃるとおり別の方でございまして、●●委員については、社会福祉協議会の大瀬戸支所長ということでございます。備考欄の訂正をお願いしたいと思います。十分確認をしてから、改めて起案するよう、共通理解をいたします。大変申し訳ございませんでした。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第34号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第34号 西海市学校運営協議会委員(西海市立大串小学校及び大瀬戸小学校)の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第35号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第5「議案第35号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページから4ページの22名が委員名簿の案ということになります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第35号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第35号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第35号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第36号 西海市社会教育委員の委嘱について」

○教育長

日程第6「議案第36号 西海市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページの14名が委員の案となります。任期は2年でございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第36号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第36号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第36号 西海市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり可決さ

れました。

日程第7「議案第37号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」

○教育長

日程第7「議案第37号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページから4ページまでの26名が委員の案ということになります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第37号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第37号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第37号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第38号 西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第8「議案第38号 西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページから5ページまでの7つの公民館で合計55名が委員の案となります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第38号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第38号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第38号 西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第39号 西海市立図書館協議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第9「議案第39号 西海市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページの9名が委員の案となります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第39号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第39号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第39号 西海市立図書館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第40号 西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第10「議案第40号 西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページの10名が委員の案となります。任期は2年となります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第40号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第40号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第40号 西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第41号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第11「議案第41号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが委員名簿案ですが、6番の●●委員が市小学校体育大会会長として委嘱予定となります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第41号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第41号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第41号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第42号 西海市小中学校適正配置等審議会（大崎地区審議会）委員及び分科会委員の委嘱について」

○教育長

日程第12「議案第42号 西海市小中学校適正配置等審議会（大崎地区審議会）委員及び分科会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが、審議会委員名簿ですが、対象者につきましては、3番、14番、18番の3名の方となります。4ページまでが審議会委員の名簿になります。5ページが総務分科会で、対象者は3名の方になります。6ページが教育課程等分科会です。2名の方が対象となります。7ページが通学分科会で、対象者は2名の方です。8ページはPTA分科会で、対象者は1名の方です。9ページは事務分科会で、対象者は1名の方となります。10ページは地域支援等分科会で、対象者は3名の方になります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第42号の説明がありました。質疑ありませんか。

○川南委員

審議会委員の19番の●●さんの備考欄が大島幼稚園となっています。4月1日から認定こども園になっていますが、大島幼稚園のままでいいのでしょうか。

○教育総務課長

確かに川南委員がおっしゃるように、大島幼稚園については本年の3月末で閉園となっておりますので、ここの備考欄については正しくないのかなと思っています。当初の委嘱の際はですね、大島幼稚園からの選出ということで、こういった形にさせていただいたところがありますので、ここについては大島幼稚園そのものを削除していただければというふうに思うところです。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第42号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第42号 西海市小中学校適正配置等審議会（大崎地区審議会）委員及び分科会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第43号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員設置要綱及び西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第13「議案第43号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員設置要綱及び西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページからの新旧対照表でご説明したいと思います。まず3ページですが、第1条の趣旨の中の下線部です。「第33条の規定に基づき」とありますが、これを「第32条第1項の規定に基づき」とするものでございます。

次に4ページになります。こちら下線を引いている部分ですが、「第33条第1項の規定に基づき」という部分を、「第32条第1項の規定に基づき」に変更するものでございます。こちらについては補足説明をしたいと思います。令和2年2月20日の定例教育委員会で同管理規則を制定した際に、この条項の修正をしておりませんでしたので、今回提出させていただきました。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第43号の説明がありました、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第43号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第43号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員設置要綱及び西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第44号 西海市教育委員会学習用パソコン貸与規程の制定について」

○教育長

日程第14「議案第44号 西海市教育委員会学習用パソコン貸与規程の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

提案理由等の前にですね、議案の訂正をお願いしたいと思います。7ページになりますけれども、様式第2号の中で、「返還年月日」や「返還確認印」というように「返還」という文言を使っておりますが、これを条項中にある「返却」という文言に統一させていただきたいと思います。申し訳ありません。

(議案朗読)

3ページから要点を説明させていただきたいと思います。

第1条で目的を規定し、第2条で対象者を児童生徒としております。

第3条で貸与品ですが、こちらにはパソコン及びその付属品を含むというところを規定しております。

第4条が貸付料ですが、これは免除ということです。

第5条で同意書の提出を規定しております。西海市学習用パソコン貸与申請書兼同意書ということで、こちらを提出していただくこととしております。

第6条は貸与期間となりますが、貸与決定した日から卒業認定予定日までとするというところでございます。

次に4ページですが、第7条で管理について規定しております。西海市学習用パソコン貸与台帳を整備するというところでございます。

第8条は、学習用パソコンの取扱ということで、善良な管理者の注意をもって管理すること等を規定しております。第3項には、禁止行為等を規定しております。それから第4項では、利用履歴等の閲覧の同意等を求めています。

それから第9条においては、充電に係る経費及びインターネット通信に係る経費は被貸与者負担というところでございます。

第10条は亡失又は損傷の報告ということで、パソコンの滅失等があった場合には損傷届で報告をしなければならないというふうに定めております。

第11条は損害賠償で、被貸与者に重大な過失等がある場合は損害を賠償することを規定しております。それから第2項には個人情報の漏えい等の事故等について規定しております。

第12条では、学習用パソコンの返却ということで、対応期間が終了すれば返却をすること等を規定しております。また、この規程は附則で令和3年6月1日から施行するとしております。

6ページから8ページは様式で、9ページについては、これまで説明した内容でございます。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第44号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

2点あります。1点目はですね、被貸与者として想定されているのは保護者ということでしょうか。第8条において、善管注意義務の規定があるわけなんですけれども、この善良の管理者の注意という文言も含めてですね、そういった保護者の存在があるのであれば想定をお聞かせいただければなと思います。

2点目は、恐らく行政にもパソコンの通信関係のご専門の方がいらっしゃると思うので、協議はされていると思うのですが、仮にパソコン自体が感染している場合は、学校でLANに接続した途端に感染してしまうことになってしまいますので、セキュリティ対策というのは非常に重要かと思います。そういった中で、被貸与者というのは、常日頃のバージョンアップですね、OSから一定間隔でバージョンアップを要求されたりするかどうかと思うのですが、そういったことも含めて、しっかりと取扱の指導などされるのかなというところをお聞かせください。

○教育総務課長

まず、このパソコンの貸与規程ですけれども、提案理由にもありましたように家庭学習のための環境整備ということで、まずはご理解をいただきたいと思います。ただ、実際は、学校の授業の中で使っていくということが前提になろうかと思います。ご質問の被貸与者と使用者の関係ですね、そこの点についてご説明をさせていただきたいと思います。あくまで貸与者については保護者で、実質的にその端末を使用するのは児童生徒だということで、各家庭に持ち帰って使用する際には、あくまで被貸与者である保護者の責任において使用していただくという前提で考えております。ですから、各家庭での管理については保護者に責任を持って、見守りながら使用していただくという形で考えております。

また、このパソコンでインターネット等を使用する際の基本的なセキュリティ対策については、十分対応ができると考えております。クラウド上で情報のやりとり等を行っていきますので、セキュリティ対策については、上位の部分に入るのかなと思っております。バージョンアップ等についてもクラウドでの対応という形で考えております。

まだ各家庭に持ち帰って使用しているという状況にはありませんが、持ち帰る場合には、各家庭の通信環境の整備がどうしても必要になってきますので、そういったところの整備の支援というのもですね、後ほど提案する議案の補正予算にも計上しております。まずは

各学校の授業の中で使っていただいて、慣れてもらうというのが第1段階ではないのかなと思っております。ただ、新型コロナウイルス感染症の変異株が県内でも確認されておりますし、臨時休業になる学校もあります。そういったところで、いつでも対応できるような形で、こういった規程等の整理が必要ではないかということで、今回提案をさせていただいたところです。以上です。

○教育総務課教育財務班副参事

今回の端末については、Googleでセキュリティの管理をしております、バージョンアップ等もGoogleで行いますので、セキュリティソフト等を入れる必要はございません。

○北島委員

皆さんもご存じだと思いますけれども、ICTに関して絶対ということはありませんから、十分注意していただいて、私も公共機関で感染したケースを知っています。本当に一瞬ですので、管理できない状態でお渡しするという前提です、いろんな方がいらっしゃいますので、いろんな使い方をされるという可能性を考慮されて、お渡しされる時には、そういった規則といいますか、事前にですね、指導として渡した方がいいのかなと感じたところです。よろしくをお願いします。

○寺本委員

今、教育総務課長のご答弁で基本的には持ち帰らないということが認識できました。ただ、導入する際の説明には、宿題や個人の学習、進路に合った形で家で学習ができるというようなこともあったので、そこら辺は将来的になっていくことなのかなと、それをお聞かせ願いたいと思います。

あと2つあります。5ページですが、第10条の第2項にですね、壊してしまった時の修理の費用について書いてありますが、これは同意書にも謳うべきことなのかなとも思いました。規程には載っていても、保護者にご理解していただけるとは言えないのかなと思うので、考えていただけたらと思います。

もう1点は、第11条の第1項ですが、具体的にどういうことかなと。お尋ねいたします。

○学校教育課長

持ち帰りのさせ方と言いましょ、タイムスケジュール的なものも含めて、現状をお伝えしたいと思っています。今、田口課長が申しましたように、今は持ち帰っております。ただ、今やろうとしているのが、先日の校長会の時に校長にも見ていただいたのですが、今ここでやっている会議システムは、臨時休業で学校が止まった際の大事な朝の会だとか、教員とのオンライン授業とかですね、これのベースになるので、まずはこれを実際に繋ぐ経験を全学級、全学校でやってくれということですね、私も実際に接続の様子を動画で撮りまして、それを校長に見せました。これを全ての学級で模擬的にですね、例えば担任が違う廊下から話をするとか、家と学校のような環境でやってくれと、これを1学期中には必ずやってほしいということを伝えていきます。持ち帰りについては、研究指定校が小学校1校、中学校1校ございますので、その研究指定校については1学期中にですね、もう試験的に持ち帰るようなことも進めていきたいなと思っています。そういう実践を踏まえて、8月、9月ですね、少なくとも2学期には持ち帰りが始まるように、間に合えば8月の夏休み中にできればいいなということでイメージをしています。そういったところ

で、段階的に持ち帰りを実現していこうと思っています。

○教育総務課長

第10条、そして第11条の関係で、寺本委員さんからご質問がっておりますので、お答えいたします。

まず第10条の同意書に、この内容について記載すべきではないのかというご意見ですが、この同意書にその記載をしないかわりにですね、各家庭に同意書の提出について依頼をする際に、文書であったり、持ち帰り学習の決まり事についてですね、各学校からプリントを出してもらおうような形になるかと思うのですが、おっしゃるような内容の記載をですね、入れるという形に変えさせていただきたいなと思っていますところですが。

それと第11条関係ですが、なかなか西海市でも初めての取組になります。実際こういった県外の実際持ち帰り学習をしている自治体の条文について参考にさせていただいたところなんですが、今回は神戸市の条文を参考にさせていただいているところですが。損害賠償ですけれども、市の物品を貸与する際、こういった条文を入れているというところもあります。具体的にどういったことなのかというのは、様々なパターンがありますので、なかなか想定しにくいところではあるのですが、条文としては損害賠償の規定を入れるべきだろうという判断でですね、ここの条文を加えさせていただいているところですが。以上です。

○寺本委員

ありがとうございます。同意書については、将来的には入れたほうがいいのかと思いますので、また検討していただきたいと思います。

第11条については、例えば回線を繋いで、他人を誹謗中傷して、名誉毀損で訴えられたとか、そういうことが考えられるのかなと思ったりしています。また、運用しながら分かってきたことがあれば教えていただければと思います。

○村山委員

今の寺本委員の話に関係してくるんですけど、同意書に記載するのではなく、各学校からプリントのようなものと言われていたのですが、この貸与規程は、各家庭に配布するのなことと、第10条の故意又は重要な過失のところ曖昧ですと、ここから常識的に考えれば同意できるものですが、中には同意しかねるというような意見があるかなと思ひまして、もし同意できない場合の対応等は考えておられるのでしょうか。

○教育総務課長

まず貸与規程を各家庭に配るのかというところですが、この貸与規程を家庭に配るといのは、ちょっと難しいのかなと思います。各家庭でこれを読み込んでいただくのはなかなか分かりにくいところもありますので、この簡易版というか、各家庭で実際に読んで分かるような形のものを準備したいなと思っています。

それと過失についてですけれども、やはり基本的な考え方としては、小中学生が使うということで、使っている状況などを具体的に確認して、重大な過失なのかどうかというところは、具体的に確認をしなければならないと思いますし、教育的な観点というのがあるかと思いますが。その部分については、アバウトな部分もあるのかなというふうに考えていますので、それぞれ状況確認をしながら対応させていただきたいと思っていますところですが。

○北島委員

今のお答えでですね、各家庭にこの規程は、配布しない予定だということですが、基本的に条文の中に、過失や損害賠償などを謳っているわけで、民間の契約事項になるわけですよ。こういった同意書を出してもらう前提であれば、この規程はお渡ししておかないと、説明責任義務違反という形になるかと思えます。私が冒頭で申し上げたのは、より詳しい、いわゆる仕様書というんでしょうか、その要領みたいなものをより詳しく伝えてほしいということをお願いしたわけで、規程をお渡しするのは、民事上、最低条件ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○教育総務課長

はい、わかりました。そうですね、規程については、村山委員さんや北島委員さんのご意見もありましたので、これについては各家庭に配布するような形で対応させていただきたいと思えます。先ほど説明しましたように、この規程を十分に読み込んでいただける家庭、そうでない家庭というのはありますので、簡易版的なものをですね、チラシ程度のものも同封をさせていただきたいと思えます。

それと、先ほど村山委員さんのご質問の中で答弁漏れがありました。同意書が提出されない場合、持ち帰りができないのかというところなんです、やはりここについては同意書を提出しない場合、基本的には持ち帰りができないと考えています。物品を貸し出すわけですから、故障したり壊れたり、あるいは損害賠償というところも想定されますので、そこについては同意書の提出は必須ではないのかなと考えているところです。以上です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第44号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第44号 西海市教育委員会学習用パソコン貸与規程の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第45号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について
(教育費補正予算第2号)」

○教育長

日程第15「議案第45号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について
(教育費補正予算第2号)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

見開きまして2ページからが総括表になります。要点を説明させていただきたいと思ひ

ます。まず2ページですが、こちらは通常教育委員会には出てこないのですが、総務部が一括して公共施設等手洗水栓取替事業を計上しております。この中に各学校の頻繁に使う手洗い場であるとか、社会教育施設、社会体育施設等の手洗い場をセンサー式に取り替えるという事業でございます。44,440千円というのが教育委員会の分ということでご承知おきいただきたいと思っております。数についてですが社会教育施設で220、学校施設等で640あります。特に使用頻度が高いところから工事をするという予定を立てております。

続きまして3ページになります。教育総務費ですが、事務局費で18,752千円を計上しております。主な内容は教育振興基金積立金の増額、1,897千円ですね。それから市内高等学校魅力向上支援事業、これが3,000千円です。市内高等学校入学支援事業として7,450千円、統合型校務支援システム導入事業で6,405千円、合わせて18,752千円というところでございます。

それから、2項小学校費ですが、教育振興費を計上しております。西海小学校の教育振興費、これは寄附金による図書購入費で100千円です。それからGIGAスクール構想推進事業（小学校分）の増額です。パソコンのケーブルで10,522千円、A1ドリルの購入で701千円、合計11,323千円を計上しております。

3項中学校費の教育振興費ですが、中学校教科書採択事業で50千円。GIGAスクール構想推進事業（中学校分）の増額は、ケースやケーブルで4,531千円、A1ドリルで1,685千円。合計で6,266千円というところです。学校建設費では、西彼中学校施設等整備事業の計上ということで、これは設計費でございますが、7,589千円というところでございます。

次に4ページになります。社会教育費の公民館費、雪浦地区公民館改修事業の計上ということで、設計監理及び工事含めまして21,350千円。それから文化財保護費で、文化財保護事業の増額、これは補助金制度を設立しております、今年度1,790千円の計上です。それから図書館費ですね。これは大島図書館改修事業です。設計になりますが、3,485千円。それから公立図書館図書除菌機購入事業の計上です。これは各館4台入れる予定にしておりまして、4,620千円です。合わせまして、8,105千円というところです。

最後に保健体育費でございますが、西海スポーツガーデン体育館改修事業の計上ということで、これは設計になりますが、6,393千円です。

合計81,568千円を6月補正で計上いたします。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第45号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

○寺本委員

3ページの、教育総務費の事務局費の中ですね、市内高等学校入学支援事業というのがありますが、具体的にどういう内容か教えてください。

○教育総務課長

市内高等学校入学支援事業ですが、これは新たな補助金制度を導入する予定です。内容といたしまして、市内3高等学校に入学する生徒の保護者の負担軽減をするということで、入学に係る経費を補助するというところで考えています。補助金として1人50千円を予定しております。今年度補正予算に計上して、来年度入学する生徒から対象にするということで、入学前の支給ができないかということで考えているところです。以上です。

○北島委員

社会教育費で図書館における除菌機購入ということで、このような状況の中で、非常に安心かなと思います。最近では、ウイルスが紙の上で1か月近く生存するというデータが出てきております。そういった中での対応ということですが、これは公立図書館全てということでよろしいでしょうか。例えば崎戸公民館の中の本の貸出しがあるとしたら、そういったところもカバーされるとか、そういうこともあるんでしょうか。使用状況をお聞かせください。

○社会教育課長

4台は崎戸の図書室を除く4つの図書館、図書室に導入を計画しております。1台でA4サイズを6冊まで1度に除菌できるものを予定しております。一応ですね崎戸の図書室については、利用人数等も少ないということで、今のところは導入を考えておりませんが、必要に応じて、大島のものでカバーができればなと思っていますところ。以上です。

○北島委員

ありがとうございます。今のところ西海市内では頻発というよりも、ぽつぽつといったところなので、市民の方々は比較的感染リスクは低いんでしょうけれども、本などはリスクが高いところもありますので崎戸の方も守ってください。よろしくお願いします。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第45号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第45号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第2号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第16「報告第1号 令和2年度教育費補正予算（第9号）に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第16「報告第1号 令和2年度教育費補正予算（第9号）に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

内容的には3ページからになりますが、こちらは専決処分と言われるもので、令和2年度の補助金の確定であるとか、起債の確定であるとか、そういった財源等の調整をしたものと捉えていただきたいと思います。

まず、教育総務費でございますけれども、合計で3,743千円の増額です。増額になっている要因ですが、教育振興基金積立金の増額、それから、子ども夢基金積立金の計上をしているということで、この2つが増額要因です。残りは予算を調整してマイナスということで、合計3,743千円の増額ということになっております。それから小学校費では、12,429千円の減額です。主な内容は右に書いているとおりでございます。中学校費では、10,426千円の減額です。それから4ページでございますが、幼稚園費で115千円の減額。社会教育費で24,178千円の減額。保健体育費で13,707千円の減額。合計57,112千円の減額ということでございます。

5ページには災害復旧費を計上しております。公立学校施設災害復旧費で4,611千円の減額。それから社会教育施設災害復旧費で10,967千円の減額です。合わせまして15,578千円の減額ということで、これは補助金や起債等の財源が確定したもので、以上のように減額としております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第1号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「報告第1号 令和2年度教育費補正予算(第9号)に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告(資料により報告)

次回の定例教育委員会：6月24日(木)午前9時30分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。(午前11時20分閉会)